

フロン排出抑制法Q&A

No.	大分類	小分類	質問	回答
1	全般	法対象機器	機器ユーザーが管理する機器のうち、フロン排出抑制法に基づく冷媒漏えい対策や整備・廃棄時におけるフロン類の回収等が義務となる機器はどのようなものか。	業務用のエアコン(空調機器)及び冷凍・冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているものが対象です(法律で「第一種特定製品」と呼んでいます。)。 なお、家庭用のエアコン、冷蔵庫及び衣類乾燥機並びに使用を終了した自動車に搭載されているカーエアコンは本法に基づく回収義務はありません。(それぞれ、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でフロン類の回収が義務付けられています。)
2	全般	法対象機器	冷凍空調機器について家庭用の機器と業務用の機器の区別はどのようにしたらよいのか。	家庭用の機器との見分け方については、 ①室外機の銘板、シールを確認する。(平成14年4月(フロン回収・破壊法の施行)以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。また、それ以前に販売された機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付)が行われています。) ②機器のメーカーや販売店に問い合わせる。 等の方法があります。
3	全般	法対象機器	家庭用のエアコンについても充填の基準を遵守する必要があるか。	家庭用エアコンは第一種特定製品ではないため、フロン排出抑制法の充填の基準は適用されません。
4	全般	法対象機器	業務用途として使用している家庭用エアコンは第一種特定製品か。	家庭用として製造・販売されたエアコンは、第一種特定製品ではありません。(使用場所や使用用途ではなく、その機器が業務用として製造・販売されたかどうかで判断されます。)
5	全般	法対象機器	フロン類を使用した液体を計る特殊な試験装置、自動販売機、リーファーコンテナ、ウォータークーラーなどは第一種特定製品になるのか。	フロン類を冷媒として使用し、冷凍・冷蔵又は空調を目的とする業務用として製造・販売された機器であれば第一種特定製品となります。
6	全般	法対象機器	業務用冷凍冷蔵機器、空調機器以外でフロン類を使用している機器も簡易点検・定期点検、漏えい量報告の対象となるのか。	フロン排出抑制法に基づく簡易点検・定期点検、漏えい量報告の対象機器は、第一種特定製品のみとなります。

No.	大分類	小分類	質問	回答
7	全般	罰則	フロン類を漏えいした場合に罰則はあるか。	故意に特定製品に冷媒として充填されているフロン類を放出した場合、法律で禁じられている「みだり放出」に該当するため、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。
8	管理者判断基準	管理者の定義	「管理者」とは、具体的には誰を指すのか。	原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となります。 ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。 なお、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った者が管理者に当たります。 ※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、当事者間で確認し、どちらが管理者に該当するのかを明確とする必要があります。
9	管理者判断基準	管理者の定義	法人として所有する機器についての「管理者」とは、代表取締役社長などを指すのか、又は法人のことを指すのか。	法人が「管理者」になります。
10	管理者判断基準	管理者の定義	リース契約、レンタル契約のそれぞれについて、管理者は、所有者、使用者のどちらになるのか。	前述の「管理者の定義」に照らして判断いただく必要がありますが、一般的に、リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされているため、使用者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。 一方、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、一般的には所有者側にあるとされているため、所有者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。
11	管理者判断基準	管理者の定義	割賦販売における管理者は、所有者、使用者のどちらになるのか。	前述の「管理者の定義」に照らして判断いただく必要がありますが、割賦販売における物件の保守・修繕の責務は、売買契約と同様と見なされることから、使用者側が管理者にあたる場合が多いと考えられます。
12	管理者判断基準	管理者の定義	設備業者等に簡易点検も含めて管理を委託しているのだが、この場合は、どのような扱いになるのか。	簡易点検の管理業務を委託することは可能ですが、その場合は、当該委託を行った者が管理者に当たります。

No.	大分類	小分類	質問	回答
13	管理者判断基準	簡易点検・定期点検	点検は既設の機器も対象か。	法施行日(平成27年4月1日)より前に設置された機器も対象となります。
14	管理者判断基準	簡易点検	定期点検をすれば、それをもって簡易点検を兼ねることは認められるか。	兼ねることができます。
15	管理者判断基準	簡易点検	簡易点検は3か月に1回行うが、義務ではないのか。	簡易点検の実施等の「管理者の判断の基準」の遵守は法に基づく義務です。
16	管理者判断基準	簡易点検	簡易点検の実施に当たり、室外機が屋根の上にある場合や、脚立を使わないと確認できない等、簡易点検を行うことが困難な場合は、どのように点検を実施すればよいか。	室外機と同じ冷媒系統の室内機等、確実に点検可能な箇所を重点的に点検とともに、設備業者等への依頼を検討して下さい。
17	管理者判断基準	簡易点検	「簡易点検の手引き」に書いてある点検項目は法で決められた内容か。	簡易点検の内容は、法第16条に基づく告示(管理者の判断の基準)で定めており、「簡易点検の手引き」はこの内容について解説したものです。
18	管理者判断基準	簡易点検	高圧ガス保安法、労働安全衛生法又は食品衛生法の点検を行っている場合においても、それとは別に簡易点検は必要なのか。	それらの点検が、判断基準に規定する内容を満たしているのであれば、その点検をもって簡易点検とみなすことができます。
19	管理者判断基準	定期点検	定期点検の対象となる「圧縮機の電動機の定格出力が7.5kW以上」であるか否かは、どうすればわかるのか。	機器の室外機の銘板に「定格出力」、「呼称出力」又は「電動機出力・圧縮機」と記載されている箇所を見てください。さらに不明の場合は、当該機器のメーカー販売店に問い合わせてください。
20	管理者判断基準	定期点検	複数の圧縮機がある機器の場合、定期点検対象となる「7.5kW」はどのように判断したらよいか。	冷媒系統が同じであれば合算して判断することになります。具体的には、機器の銘板に「●kW+●kW」のように記載されているものは、その合計値で判断します。
21	管理者判断基準	定期点検	定格出力のないインバーター製品についてはどのように判断したらよいか。	定格出力が定められていない機器にあっては、圧縮機の電動機の最大出力が7.5kW以上のものが対象となります。

No.	大分類	小分類	質問	回答
22	管理者判断基準	定期点検	2つの冷媒を使った二元系冷凍機の場合、定期点検対象となるかどのように判断したらいいのか。	二元系の冷凍機については、2つの冷媒回路があることによって冷凍サイクルが成立している機器ですが、2つの圧縮機の合計値によって出力が決まるものではないため、圧縮機の原動機の定格出力の高い方が7.5kW以上となるかどうかで判断してください。
23	管理者判断基準	定期点検	定期点検の対象機器ですが、電動機とありますが、自然循環型の冷却装置については、どのように判断したらよいか。	当該機器を構成する冷凍サイクルにおいて、圧縮機を有する場合には電動機その他の原動機の定格出力が7.5kW以上のものが対象になります。自然循環型であっても、チラーで圧縮機が使用されていると考えられますので、その定格出力を確認してください。
24	管理者判断基準	点検頻度	冷凍冷蔵機器とエアコンディショナーの点検頻度の差はどういった理由なのか。	経済産業省の調査の結果、冷凍冷蔵機器に比べてエアコンディショナーからの使用時漏えい量は少ないことを踏まえ、点検頻度に差を設けています。
25	管理者判断基準	点検頻度	3年に1回以上定期点検することとされている機器を管理している。 当該機器の第1回目の定期点検は、法律が施行された時点から3年以内に実施するのか、それとも機器の設置日から3年以内に実施するのか。	法律の施行(平成27年4月1を予定。)から3年内に実施することとなります。
26	管理者判断基準	点検頻度	定格出力が7.5kw以上50kW未満のエアコンディショナーの定期点検の頻度は、3年に1回とされていますが、業界でのガイドラインでは1年に2回となっている。どちらが正しいか。	フロン排出抑制法に基づく義務としては、圧縮機の原動機の定格出力が7.5kw以上50kW未満のエアコンディショナーの点検頻度は3年に1度以上としています。(同50kW以上の機器は1年に1度以上。)
27	管理者判断基準	点検頻度	「簡易点検の手引き」には、点検頻度が「1日に1回」となっているものと、「四半期に1回」となっているとの記載があるが、どのように理解すればいいのか。	フロン排出抑制法に基づく義務としては、簡易点検は四半期に1回以上行うこととされています。「1日に1回」の点検頻度は推奨する頻度であって、義務ではありません。
28	管理者判断基準	点検方法	遠隔で間接法の内容を運転監視しているが、遠隔監視を間接法として適用できないのか。	遠隔監視が漏えい防止のための内容を備えているのであれば、間接法に該当すると考えますが、定期点検は間接法のみならず、機器の外観検査を行うことも求めているため、遠隔監視のみで定期点検を完了とすることはできません。

No.	大分類	小分類	質問	回答
29	管理者判断基準	知見を有する者	定期点検の基準において、「フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。」とされているが、具体的にはどのような要件となるのか。	別紙の1. を参照して下さい。
30	管理者判断基準	使用していない機器の扱い	機器を使用しない時期がある場合は、点検は必要か。	機器を使用しない期間であっても冷媒が封入されている場合は、四半期に1回以上の頻度で簡易点検を実施することが必要です。ただし、定期点検については、使用しない期間が当該機器の定期点検を行うべき期間を超える場合、当該使用しない期間の定期点検は不要ですが、再度使用する前に定期点検を行ってください。
31	管理者判断基準	使用していない機器の扱い	機器を使用しない期間、冷媒を抜いて保管している場合、簡易点検や定期点検を実施する必要があるか。	フロン類が充填されていない機器については、点検は不要です。
32	管理者判断基準	点検記録簿	点検記録簿の様式は運用の手引きに記載されますか。また、様式はどこからダウンロードできるのか。	法定の様式はありません(様式自由)が、点検記録簿の様式例については、運用の手引きに掲載する予定であり、環境省・経産省のHPにおいて公表します。また、日本冷凍空調設備工業連合会が作成した様式が当該連合会のホームページからダウンロードできます。
33	管理者判断基準	点検記録簿	点検記録簿の記録で、フロンの初期充填量は、平成27年4月1日以降新設のものが対象で、既設のものについて、フロンの初期充填量の記載は必要ないか。	点検記録簿の作成義務は、平成27年4月1日以前に設置された機器も対象となります。既存の機器については、銘板又は推計等により把握可能な範囲において、初期充填量等の情報を記入・作成してください。
34	管理者判断基準	点検記録簿	点検記録簿にある修理実施者の氏名は、実施作業した人の氏名なのか、立ち会った人の氏名なのか。また、資格も記載する必要があるか。	点検記録簿には、点検等を実施した者(作業者)の氏名を記入することとしています。保有する資格等を記入する必要はありません。
35	管理者判断基準	点検記録簿	「簡易点検の手引き」p.13, 14(空調機器編)、p.22, 23(冷凍冷蔵機器編)に掲載されているチェックシートは、具体的に何を記載すればよいか(「異常の有無」を記載するのか)。	簡易点検の手引きに掲載しているチェックシートは、点検の「実施の有無」を記載するための参考様式として掲載しています。

No.	大分類	小分類	質問	回答
36	管理者判断基準	点検記録簿	簡易点検は四半期に一度ということだが、その記録も機器が廃棄するまで保存しなければならないのか。	簡易点検については、点検を行ったこと及び点検を行った日を記録する必要があります。これらについても点検記録簿の記載の一部であり、機器を廃棄するまで保存する必要があります。
37	管理者判断基準	点検記録簿	売却譲渡した場合、点検記録簿の引き渡しは売却元の責務か売却先の責務か。	売却元の責務となります。
38	管理者判断基準	点検記録簿	機器を譲渡する場合、点検記録簿を引き渡すこととされているが、廃棄する場合、点検記録簿を引き渡す必要はあるか	廃棄の際に引き渡す必要はありません。
39	管理者判断基準	点検記録簿	自販機が故障すると代わりの自販機と機器ごと交換する。引き上げた自販機は、工場で修理をして異なる販売店に設置することがあるが、この場合には点検記録簿はどうしたらよい	点検記録簿は次の販売店に引き継いでください。
40	管理者判断基準	点検記録簿	点検の結果については、国や都道府県への報告が必要か。	報告の必要はありませんが、管理者に対する指導や命令等は都道府県知事が行うこととしており、都道府県が管理者に対して報告徴収、立入検査等を行う際に、点検記録簿を確認し、点検実施の有無を検査することができます。
41	管理者判断基準	機器の修理	機器に異常が見つかった場合、どうすればよいか。	機器からの冷媒の漏えいを確認した場合は、速やかに修理を行うこととしています。
42	管理者判断基準	充填のやむを得ない場合	冷媒の充填における、『やむを得ない場合』の基準は何か。	『やむを得ない場合』とは、漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に漏えいが生じている場合のことと言います。
43	管理者判断基準	充填のやむを得ない場合	冷媒の充填における、『1回限りの応急的な充填』の基準は何か。	冷凍機能が維持できずに飲食物等の管理に支障が生じる等の人の健康を損なう事態や、事業への著しい損害が生じないよう、応急的にフロン類を充填する必要があり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、1回に限り充填することができることとしています。

No.	大分類	小分類	質問	回答
44	管理者判断基準	その他	点検などの管理者の判断基準は法令上の義務か。	点検などの管理者の判断基準の遵守は、法令で定められた義務です。違反した場合、都道府県の指導・助言・勧告・命令の対象となる場合があります。
45	算定漏えい量報告	報告対象	年間の漏えい量は事業所単位なのか。	法人単位での報告となります。ただし、1事業所において1,000トン以上の漏えいを生じた場合は、当該事業所に関する漏えい量について法人単位のものと併せて報告を行う必要があります。
46	算定漏えい量報告	報告対象	算定漏えい量報告は子会社等を含めたグループ全体で報告してもよいか。	報告は法人単位で行うこととしており、資本関係の有無によることはないため、子会社等のグループ関係があったとしても法人別に報告する必要があります。 なお、一定の要件を満たすフランチャイズチェーン(連鎖化事業者)は、加盟している全事業所における事業活動をフランチャイズチェーンの事業活動とみなして報告を行うこととなります。
47	算定漏えい量報告	報告対象	都道府県知事が漏えい者として報告する場合、報告先の事業所管大臣はどこになるのか。	都道府県(知事部局)が管理者となる場合は、環境省になる予定ですが、詳細は、算定漏えい量報告のマニュアルにおいてお示します。
48	算定漏えい量報告	連鎖化事業者	算定漏えい量に関して、チェーン店の場合は合算されるのか。	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の場合と同様に、一定の要件を満たすフランチャイズチェーン(連鎖化事業者)は、加盟している全事業所における事業活動をフランチャイズチェーンの事業活動とみなして報告を行うこととなります。
49	算定漏えい量報告	裾きり基準	1,000トン-CO ₂ とは、R-22では何キロにあたるのか。	R-22の温暖化係数(GWP値)は1,810のため、約500kgとなります。(計算方法: GWP値1,810 × 質量552.5kg = 約1000トンCO ₂)
50	算定漏えい量報告	算定方法	算定漏えい量の計算の対象となる機器は何か。	管理する全ての第一種特定製品です。
51	算定漏えい量報告	算定方法	7.5kW以上の第一種特定製品が定期点検実施対象となっているが、算定漏えい報告の算定対象となるのは定期点検の対象となる第一種特定製品という認識で良いか。	算定漏えい量報告の算定においては、定期点検の対象機器のみならず、管理者が管理する全ての第一種特定製品からの漏えい量を合計して算定する必要があります。

No.	大分類	小分類	質問	回答
52	算定漏えい量報告	算定方法	充填だけしている(回収はできない)機器の場合、算定漏えい量の算定方法は「充填量－回収量」となっているが、その場合はどう計算するのか。	回収を行っていない場合は回収量を0として計算することとなるため、充填量そのものが「算定漏えい量」となります。
53	算定漏えい量報告	算定方法	算定漏えい量は充填証明書及び回収証明書から漏えい量を計算することだが、機器の初期充填量を元にしないで良いのか。	整備時の充填量(ただし設置時に充填した量は含まない。)及び回収量から算定漏えい量を計算することとされています。初期充填量を算定に用いる必要はありません。
54	算定漏えい量報告	算定方法	算定漏えい量報告は、毎年度、全ての機器について漏えいした量を残存量などから計算しなければならないのか。	報告すべき漏えい量は、当該年度に実施された整備時充填・整備時回収の際に第一種フロン類充填回収業者から発行される充填・回収証明書から算定することとしています。そのため、残存量などを確認する等、上記以外の方法により漏えい量を算定する必要はありません。
55	算定漏えい量報告	報告方法	算定漏えい量報告の報告様式はあるのか。	省令(「算定漏えい量の報告等に関する命令」)において様式を定めています。
56	算定漏えい量報告	報告方法	算定漏えい量報告の具体的な報告窓口や報告方法は決まっているか。	算定漏えい量報告は事業所管大臣に報告することとしており、各省庁が窓口となります。具体的な報告窓口や報告方法は今後、算定漏えい量報告のマニュアルを公表する予定としており、当該マニュアルをご確認ください。
57	算定漏えい量報告	報告方法	算定漏えい量報告は、毎年度算定し、報告する必要があるのか。	報告対象(年度内の算定漏えい量が1,000トン-CO ₂ 以上)かどうかを判定する必要があるため、毎年度、算定漏えい量を算定していただく必要があります。また、その報告は、前年度における算定漏えい量が1,000トン以上の場合に報告を行う必要があります。
58	第一種フロン類充填回収業	充填回収業者への委託義務	自社で機械を整備する場合、充填回収業者に依頼しないといけないのか。	自社の設備であっても、冷媒を充填又は回収する場合は、充填回収業者に委託する必要があります。ただし、自らが充填回収業者として都道府県知事の登録を受けた場合は、自ら実施することが可能です。

No.	大分類	小分類	質問	回答
59	第一種フロン類充填回収業	適用範囲	冷凍空調機器の製造業者が工場で行う充填についても、法律の対象なのか。	本法は機器の整備時の充填のみを対象としているため、機器の製造過程での充填については、フロン排出抑制法の対象外です。このため、第一種フロン類充填回収業者の登録は不要です。
60	第一種フロン類充填回収業	適用範囲	機器の設置時の充填についても、法律の対象なのか。	機器の設置は、整備に含まれるため、設置時の充填についても、フロン排出抑制法の対象です。このため、第一種フロン類充填回収業者の登録や、充填証明書の発行が必要となります。
61	第一種フロン類充填回収業	登録	第一種フロン類充填回収業者の登録要件はあるか。	第一種フロン類充填回収業について都道府県知事の登録を受けるためには、フロン類の回収の用に供する設備の所有等の要件があります。なお、充填を行う場合には、法に基づき定められる充填に関する基準に従って実施する必要があります。
62	第一種フロン類充填回収業	登録	登録に当たって、「充填のみ行う業者」と「充填・回収ともに行う業者」は分けて登録できるのか。	登録申請様式において、対象とする機器(冷凍冷蔵機器、エアコンディショナー)及び取り扱うフロン類の種類を選択する欄があり、その選択は充填、回収それぞれについて記入することができます。 そのため、いずれか一方のみ選択した場合、いずれかのみの登録を受けることは可能です。ただし、いずれの場合であっても、「第一種フロン類充填回収業」として登録されます。
63	第一種フロン類充填回収業	登録	充填のみ行う業者の場合は、回収設備を有している必要はないのではないか。	第一種フロン類充填回収業について都道府県知事の登録を受けるためには、フロン類の回収の用に供する設備の所有等の要件があります。充填のみ行う業者であっても、回収設備を所有するか、必要なときに使用できる権原を有している必要があります。
64	第一種フロン類充填回収業	登録	第一種フロン類充填回収業の登録を受けつつも実際は充填のみを行う業者の場合でも、法44条に基づき整備者からフロン類の引取りを求められた場合、引取りを原則として拒否できないのか。	前述の「充填のみ行う業者」として登録された場合は、法第44条第1項に基づく正当な理由に該当し、引取り義務の対象とはなりません。

No.	大分類	小分類	質問	回答
65	第一種フロン類充填回収業	証明書の交付	回収証明書及び充填証明書の様式は定めるのか。様式が定められない場合、タイトルは必要か。また、省令で定める項目以外の記載があっても問題ないか。	回収証明書と充填証明書については法定の様式はありません。管理者が当該証明書であるとわかるように作成・交付してください。また、省令で定める項目以外が記載されていても問題ありません。
66	第一種フロン類充填回収業	証明書の交付	エアコン修理の際に、一度フロンを回収する事が必要な場合も証明書の発行が必要となるのか。	回収証明書及び充填証明書の双方の発行が必要となります。
67	第一種フロン類充填回収業	証明書の交付	一度に複数の機器に充填・回収を行った場合、証明書を一つにまとめて交付しても問題ないか。	省令で定める項目を満たしていれば、1枚の証明書にまとめて交付しても問題ありません。
68	第一種フロン類充填回収業	証明書の交付	充填証明書及び回収証明書に記載する「フロン類の種類」とは具体的には何か。	充填証明書・回収証明書に記載する「フロン類の種類」とは、ISO817に沿った内容で環境大臣・経済産業大臣が定める種類です。これは年度内に公布予定ですが、いわゆる冷媒番号別の種類のことを意味します。
69	第一種フロン類充填回収業	証明書の交付	機器の廃棄時にも回収証明書が交付されるのか。	充填証明書及び回収証明書は機器の整備時にフロン類の充填及び回収が行われた場合に交付されます。機器の廃棄時のフロン回収については回収証明書は交付されず、従来と同様、引取証明書が交付されます。
70	第一種フロン類充填回収業	証明書の交付	充填・回収証明書の交付期限はあるか。	充填・回収証明書は充填又は回収した日から30日以内に管理者に交付する必要があります(なお、情報処理センターを利用した通知の場合は20日以内)。
71	第一種フロン類充填回収業	証明書の交付	充填・回収証明書は、「第一種フロン類充填回収業者」から「管理者」へ、直接渡さなければならないのか。	必ずしも直接渡す必要はありませんが、管理者の元に届かない限り、交付されたことにはなりません。
72	第一種フロン類充填回収業	充填の基準	自動移行した第一種フロン類充填回収業者が業務を実施するにあたって、回収に関する十分な知見を有する者(回収技術者等)と充填に関する十分な知見を有する者(冷媒フロン類取扱技術者等)の両方の資格が必要か。	回収及び充填の両方を行うのであれば、両方についての十分な知見が必要です。 業務の実施内容に応じて、充填を行う場合には充填方法等について十分な知見を有する者が、回収を行う場合には回収方法等について十分な知見を有する者が、自ら行い又は立ち会う必要があります。

No.	大分類	小分類	質問	回答
73	第一種フロン類充填回収業	充填の基準	第一種フロン類充填回収業者がフロン類の充填に先立つ確認を行った場合は、確認方法、その結果や修理の必要性等について管理者及び整備者に通知することとなっているが、これは口頭でよいか。	口頭で構わないとですが、図面や文章を用いて分かりやすく説明していただくことが望ましいです。
74	第一種フロン類充填回収業	知見を有する者	充填の基準において、「フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。」とされているが、具体的にはどのような要件となるのか。	別紙の2. を参照して下さい。
75	第一種フロン類充填回収業	知見を有する者	法施行以降にフロン類の充填を行う場合は、知見を有する者以外は充填してはいけないのか。	法施行以後は、フロン類の充填を行う際には充填に関する基準に従って行う必要があるため、十分な知見を有する者が行う(又は立ち合う)必要があります。
76	第一種フロン類充填回収業	知見を有する者	知見を有しても充填回収業の登録を行っていないと充填はできないのか。	充填を業として行う場合は、第一種フロン類充填回収業者として都道府県の登録を受ける必要があります。
77	第一種フロン類充填回収業	帳簿の記録	充填回収業者が再生した冷媒を、自ら再利用する場合は記録を残す必要があるか。	充填回収業者が法第50条のただし書きに基づく再生を行った量については、記録を作成し、保存する義務があります。
78	第一種フロン類充填回収業	その他	充填回収業者のリストは公表されているか。	第一種フロン類回収業者として都道府県知事の登録を受けた者については、各都道府県のホームページにおいて公表されています。なお、現在の第一種フロン類回収業者が、法施行後、自動的に第一種フロン類充填回収業者に移行します。
79	情報処理センター	利用方法	情報処理センターへの利用登録は、管理者側が登録するのではなく、充填回収業者側が登録する必要があるか。	情報処理センターが指定されていないため、具体的な利用者の登録方法は現時点では未定ですが、管理者、充填回収業者双方の登録が必要となることが想定されます。
80	情報処理センター	利用方法	管理者と充填回収業者の間で、情報処理センターの活用について意向が異なる場合、どう対応したらよいか。	充填回収業者は管理者の承諾を得て、情報処理センターに登録した場合は、証明書の交付を免除されると定めており、情報処理センターの利用は強制ではありません。充填回収業者と管理者が情報処理センターの使用に関して、互いの合意の上で使用することになるため、事業者間でご相談ください。
81	情報処理センター	利用方法	情報処理センターを利用すれば、算定漏えい量まで計算して、必要な場合は国への報告も行ってもらえるか。	情報処理センターが指定されていないため、具体的な登録方法は現時点では未定です。

No.	大分類	小分類	質問	回答
82	情報処理センター	利用方法	情報処理センターを利用するにあたっては、費用は発生するのか。	情報処理センターの運営のための費用は利用者によってまかねることとなるため、一定の利用料金が必要になると想定しています。なお、利用料金の水準も含む情報処理センターの業務規程の内容は主務大臣の認可が必要であるため、国において適正に審査します。
83	情報処理センター	指定法人の指定時期	情報処理センターは、いつ指定され、いつから利用できるのか。	情報処理センターは、今年度内に指定予定であり、法施行日(平成27年4月1日予定)からセンターを活用した電子的な通知も可能となる予定です。
84	第一種フロン類再生業、フロン類破壊業	証明書の交付	破壊証明書の発行期限は、フロン類をフロン類破壊業者に引き渡してから30日以内に発行する必要があるか。	フロン類破壊業者は、当該フロン類を破壊してから30日以内に第一種フロン類充填回収業者に交付する必要があります。
85	第一種フロン類再生業、フロン類破壊業	証明書の保管義務	破壊証明書は第一種フロン類充填回収業者が破壊業者から受け、第一種特定製品の管理者に回付することになっているが、破壊証明書の保管は管理者の義務か。	管理者には、破壊証明書の保管義務はありません。
86	第一種フロン類再生業、フロン類破壊業	回収量との差異	第一種フロン類充填回収業者からフロン類破壊業者に破壊を依頼した場合、回収証明書に記載の量と破壊証明書に記載の量とに差が生じる場合があるが、問題ないか。	回収したフロン類には機械油等が含まれているため、回収量と破壊量が一致しないこともあると考えています。